

「広島県DV防止・女性支援計画」の素案について

1 要旨・目的

「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」（計画期間：令和3年度～令和8年10月）及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年10月）の計画期間が令和8年10月末で終期を迎えることから、次期計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定することとし、素案を次のとおりとする。

なお、両計画は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、次期計画では両計画を一体の計画として策定する。

2 現状・背景

- 県では、平成18年に「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（現行の「ひろしまDV防止・被害者支援計画）」を策定して以降、社会情勢の変化等を踏まえながら、5年毎に計画を改定し、施策を推進してきた。
- また、令和6年には「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、現在は両計画に基づいて、関係機関と連携を図りながら、困難な状況にある女性やDV被害者等が不安なく、自立して生活できる社会の実現に向け、施策を推進しているところである。

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

(2) 策定に当たっての考え方

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画として位置づける。
- その他、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」や「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画）」（計画期間：令和8年度～令和12年度）等関連する計画との整合を図る。

(3) 取組の方向

支援対象者は複雑な背景や課題を抱えていることが多く、関連する様々な分野においてDV防止・女性支援の認識を高め、適切な相談支援に繋がるとともに、分野を超えた支援が継続的に行われることが重要であり、「地域の包括的な支援体制ネットワークの構築」、「DVと児童虐待の総合的な対応」及び「若年層への予防教育」に特に注力していく。

(4) 計画の名称

本計画は従来の「ひろしまDV防止・被害者支援計画」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を一体の計画として策定するものであり、計画の名称については、両計画名を列記すること等も考えられるが、県民に簡潔で分かりやすいものとなるよう「広島県DV防止・女性支援計画」とする。

(5) 根拠法令

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

4 素案の内容（概略）

(1) 将来にわたって目指す社会像

- 県民に配偶者や交際相手による暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現
- すべての女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現

(2) 施策体系

現状の課題や特に注力していく施策を踏まえ、本計画の施策体系を4つの柱に分けて、それぞれの柱ごとに、目指す姿を実現するための具体的な取組を示すこととする。

また、柱ごとに成果指標や参考指標を設定し、本計画の終了時点である令和12年度の目標値を定め、進捗状況を確認しながら、施策を体系的に進める。

施策の柱	項目
I 支援の基盤づくり	① 地域の包括的支援ネットワークの構築 ② 相談支援体制の強化 ③ DV・児童虐待の総合的な支援
II 啓発・予防	① 広報啓発の推進 ② 若年層への予防教育
III 相談支援・安全確保	① 相談支援の充実 ② 一時保護・安全確保
IV 継続的な支援	① 地域における支援 ② 施設による支援

(3) 施策の柱ごとの目指す姿、取組の方向等

【柱Ⅰ 支援の基盤づくり】

目指す姿	◆ 複雑・多様かつ複合的な問題を抱える支援対象者に対し、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できる体制の構築が進んでいます。 ◆ 多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象として、早期かつ切れ目のない支援が、支援対象者の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ、本人の意思を最大限尊重し、本人の立場に寄り添いながら行われています。
成果指標	※ 施策の柱Ⅰについては、支援のための基盤づくりを目的としており、県民視点での直接的な成果には結びつきにくいいため、成果指標は設定せず、参考指標（支援調整会議・法定協議会の設置市町数、女性支援法に基づく市町村基本計画の策定市町数）のみとする。
取組の方向 (一部抜粋)	① 地域の包括的支援ネットワークの構築

	➤ 県においては、支援調整会議と法定協議会を一体とした会議体を設置し、代表者会議として支援対象者への支援体制の構築の推進等に取り組みます。 ➤ 広域的な観点から、市町における支援対象者への支援が円滑に進むよう、支援調整会議等の設置状況や両市町村基本計画の策定状況、各種施策の取組状況等についての情報提供、市町のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等により、市町に対する支援を行うとともに、各市町の取組状況を把握し、格差が生じないように、必要な取組を促していきます。 ② 相談支援体制の強化 ➤ 国が作成した女性相談支援員養成研修シラバスを参考に、相談対応職員の研修を実施するとともに、デジタル技術による被害への対策を含めた研修内容を充実させ、相談対応職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。 ➤ 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において 24 時間 365 日相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行います。 ③ DV・児童虐待の総合的な支援 ➤ 県こども家庭センターにおいて、DV担当職員と児童虐待担当職員が、互いの業務に対する理解を深めることができるよう、合同研修や相互研修を実施するほか、DVと児童虐待が同時に起きている事案に対して、DV担当職員と児童虐待担当職員が協働して相談面接やアセスメント、ケースカンファレンスを行うこと等により、DVと児童虐待の双方の視点を踏まえた対応に取り組みます。
--	---

【柱Ⅱ 啓発・予防】

目指す姿	◆ 県民が、世代や地域を問わず、女性支援やDV防止に関する相談窓口や活用できる制度について認知し、自身や周囲の被害や困りごとに気づくことで、早い段階で相談・支援に繋がるができています。 ◆ 県民に、若年のうちから成長段階に応じたDV・性暴力等の予防教育が行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやって行動できる、被害者にも加害者にも傍観者にもならない若者の育成が図られています。		
成果指標	配偶者や交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談した人（性別を問わない。）の割合 ※R7 は女性のみ調査	現状(R 7)	目標(R 12)
		74% (参考値※)	84%
	困難な状況にあったときに誰かに相談した人（女性に限る。）の割合	現状(R 7)	目標(R 12)
		69%	78%
取組の方向 (一部抜粋)	① 広報啓発の推進		

	➤ 様々な媒体や機会を活用し、性暴力等の性的被害やDVを許さないという意識醸成を図るための広報啓発に取り組むとともに、相談窓口や支援対象者が活用できる施策やDV被害者を発見した場合の通報の努力義務について、広く県民への周知を図ります。 ➤ 多様な相談窓口において支援対象者を把握し、最適な相談や支援に繋がられるよう、職務関係者に対し、女性支援やDV防止に関する理解を深めるための研修の実施、被害者対応の手引き等の配付、二次被害の防止に必要な情報の提供等に取り組みます。 ② 若年層への予防教育 ➤ 実践的なデートDVの予防講座を実施できる人材を養成するとともに、教育委員会と連携して教材や講師情報を中学校、高等学校等へ提供し、デートDV予防講座の実施校の拡大を図ります。
--	---

【柱Ⅲ 相談支援・安全確保】

目指す姿	◆ 支援対象者が心身の安定等を図りながら、今後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っています。 ◆ 支援対象者の状態（保護理由や心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、支援対象者が、過度な制約がない生活環境で安心して一時保護を受けることができます。		
成果指標	女性相談支援センターにおける支援に関して肯定的な評価をした利用者の割合	現状(R7)	目標(R12)
		—	84%
取組の方向 (一部抜粋)	① 相談支援の充実 ➤ 性被害等について、相談に対する心理的な抵抗を減らすために、Webによる相談受付やチャット相談の窓口周知に取り組みます。 ➤ DVに関する男性専用の電話相談窓口を設置し、男性の被害者及び加害者の相談対応を行います。 ② 一時保護・安全確保 ➤ 安全安心な生活環境を確保するとともに、支援対象者のニーズや状況に配慮した一時避難先を確保します（県外施設の活用、行動制限の緩和、男性やLGBTへの対応など）。 ➤ 都道府県域を超えて一時保護又は施設入所がなされる広域的な対応の円滑化のため、他都道府県との情報共有や連携の強化、事務手続きの整備等に取り組みます。 ➤ 女性相談支援センターは、一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等に、原則として支援対象者本人の参画を得て、個別支援計画の策定に努めます。 ➤ 警察等の関係機関と連携しながら、DV・ストーカー加害者への対応方法		

	や、専門機関に繋ぐ仕組みなど、加害者対応の強化について、被害者目線に立った具体的な検討を進めていきます。
--	--

【柱Ⅳ 継続的な支援】

目指す姿	◆ 支援対象者が、活用できる支援策について情報提供を受け、自身の希望や意思を尊重されながら、支援調整会議等の場を活用して、自立に向けた支援方針の検討が行われています。 ◆ 一時保護所や施設を退所した支援対象者が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、相談対応職員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困り事や問題の発生があった場合も早期に発見できています。		
成果指標	支援対象者が地域生活に移行する際に支援方針が地域に共有されている割合	現状(R 7)	目標(R 12)
		—	100%
取組の方向 (一部抜粋)	① 地域における支援 ➤ 女性相談支援センターが一時保護した支援対象者が地域移行する際は、市町に個別支援計画を引き継ぐとともに、支援調整会議等の場を活用して、関係機関間で共有し、担当者同士の顔の見える連携体制を確認します。また、支援対象者と担当者との顔合わせが確実に行われるようにするなど、必要な支援が途切れることのないよう引き継ぎを行います。 ② 施設による支援 ➤ 女性自立支援施設の広域利用を進め、支援対象者が必要に応じて入所できる体制の構築を図ります。 ➤ 入所中から、支援調整会議等や要保護児童対策協議会を活用した、地域の関係機関との連携体制づくりを推進します。		

5 スケジュール

令和8年8月～9月 パブリックコメント

令和8年9月 生活保健福祉委員会において集中審議(予定)

令和8年10月 策定